

呉市発注工事における社会保険等未加入対策の取組みについて

呉市（呉市上下水道局を含む。以下について同じ。）では、本市発注工事において、次のとおり社会保険等の未加入対策をすべての下請負人に拡充することとしましたのでお知らせします。なお、詳細については「社会保険等未加入対策に係る手続きのフロー図」（別添）によることとします。

1 対象工事

平成31年4月12日以降に、呉市（以下「発注者」という。）と新たに契約を締結するすべての建設工事

2 実施内容

- (1) 受注者（元請負人）が社会保険等未加入建設業者を下請負業者（下請負人）とすることを原則禁止します。
 - ・平成30年4月1日～（1次下請負業者のみ）
 - ・平成31年4月12日～（すべての下請負業者）
- (2) 上記（1）に違反していることが判明した場合は、受注者に対して違約金の徴収と、原則1か月の指名停止措置（契約違反に該当「最大4か月」）を行うとともに、指名停止措置に伴い工事成績評定点を13点（最大20点）減点します。
 - ・1次下請業者の場合・・・発注者が「特別の事情」があると認めた場合は、発注者が指定する期間（原則30日）内に社会保険等の加入が確認できた場合に限り、指名停止措置及び工事成績評定点の減点は行いません。
 - ・2次以降の下請負業者の場合・・・発注者が「特別の事情」があると認めた場合、又は、発注者が指定する期間（原則30日）内に社会保険等の加入が確認できた場合には、指名停止措置及び工事成績評定点の減点は行いません。（※指定期間は原則30日としますが、受注者が適切に加入指導を行っているなど、相当の理由がある場合は、2次下請負業者については60日、3次以降の下請負業者については90日まで延長できるものとします。）
- (3) 施工体制台帳等で全ての下請業者の社会保険等加入状況を確認し、未加入業者を確認した場合には建設業許可権者へ通報します。

3 建設工事請負契約約款を改正する条項

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）

第7条の2 受注者は、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者及び同法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負

うことを営業とする者をいい、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人(同法第2条第5項に規定する下請負人をいう。以下同じ。)としてはならない。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

(1) 受注者と直接下請契約(建設業法第2条第4項に規定する下請契約をいう。以下同じ。)を締結する下請負人
次のいずれにも該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することができる書類(以下「確認書類」という。)を、受注者が発注者に提出した場合

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日(発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、当該各号に定める額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額

(2) 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

4 受注者による社会保険等の加入状況の確認

(1) 確認方法

ア 下請契約の締結前に、相手方の社会保険等への加入状況を、保険料の領収済通知書等により確認してください。(適用除外の場合、除外事由を相手方から資料等で確認してください。)

イ 下請契約の締結後、施工体制台帳等を作成し、工事担当課へ写し(契約書等含む。)を提出してください。

(2) 特別の事情について

1次下請負業者については、発注者が「特別の事情」があると認めた場合は、発注者が指定する期間(原則30日)内に当該建設業者が社会保険等に加入することを条件に下請契約が認められます。

社会保険等未加入建設業者との契約が認められる場合

1 次下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となることが明らかである場合などの「**特別の事情**」を発注者が認めた場合で、個別に判断する。

なお、この場合においても、指定期間内に社会保険等への加入を義務付けるものとし、下請負業者が当該期間に加入しなかった場合は、受注者に対して指名停止等の措置を行うこととする。

2 次以降については、下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となることが明らかである場合などの「**特別の事情**」を発注者が認めなかった場合、かつ、指定期間内に社会保険等へ加入しなかった場合は、受注者に対して指名停止等の措置を行うこととする。

「特別の事情」とは

災害に伴う堤防崩壊や道路陥没等の応急工事を緊急に行う必要がある場合や、特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないことや、その下請負業者でなければ目的を達する事が困難となることが明らかな場合をいいます。

「特別の事情」に該当しないと考えられる例

- ・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントが出来ない場合
- ・発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合

5 社会保険等加入状況の確認方法

(1) 1 次下請負業者

「施工体制台帳」の「健康保険等の加入状況」の欄で確認します。

(2) 2 次以下の下請負業者

「再下請負通知書」の「健康保険等の加入状況」の欄で確認します。

6 社会保険等未加入状況報告書について

社会保険等の未加入が判明した場合は、受注者から「社会保険等未加入状況報告書」を提出していただきます。

※1 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、及び雇用保険をいいます。

※2 「社会保険等未加入建設業者」とは、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務又は雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務のいずれかを履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者）をいい、当該届出の義務がない者を除きます。

社会保険等未加入対策に係る手続きのフロー図

工事担当課

① 社会保険等の加入状況の確認

施工体制台帳（及び再下請負通知書）における「健康保険等の加入状況」

未加入

加入・適用除外

受注者→工事担当課

② 社会保険等未加入状況報告書（様式1）の提出

（様式1）及び「施工体制台帳（及び再下請負通知書）（写し）」の該当部分を添付

工事担当課→受注者

③ 「特別の事情」がある理由の請求（様式2）

通知した日から，原則7日を期限

※③の請求日から原則7日以内

受注者→工事担当課

④ 「特別の事情」を有することが確認できる書類の提出

※任意様式

⑤ 工事担当課・契約課・技術監理室による協議

対策不要

有しないと認定

1次下請

2次下請以降

有すると認定

特殊技術等を有する者と下請負契約を締結しなければ契約の目的達成が不可能な場合など。

工事担当課→受注者

⑥ 社会保険等の加入が確認できる書類の請求（様式3）

指定期間内（原則30日以内）に社会保険等の加入が確認できる書類の提出を請求

下請負業者→受注者

⑦ 社会保険等の加入が確認できる書類

受注者→工事担当課

※⑥の請求日から原則30日以内
※受注者が適切に加入指導を行っているなど、相当の理由がある場合は2次は60日、3次は90日まで延長できる。ただし、最長、工期末の日まで

工事担当課→技術監理室及び契約課

⑧ 未加入業者を通知（様式6-1）

未提出 2次以降で「特別の事情」有の場合のみ

技術監理室

⑪ 未加入業者を報告（様式6-2）

広島県 建設産業課へ報告

工事担当課→受注者

⑨ 「特別の事情」を認定しない旨と、違約金の請求及び報告の実施を通知（様式4-1）

工事担当課→受注者

⑫ 違約金を請求

契約課

⑬-1 指名停止措置

技術監理室

⑬-2 工事成績評定点の減点

提出（様式5）

加入を確認

罰則措置無し

・長年の元下関係によるもの。
・呉市との契約締結前に予め下請負契約を締結した。
・他業者を探す時間がなかった。

(様式1)

年 月 日

呉市長様

住 所
商号・名称 (受注者)
氏 名

社会保険等未加入状況報告書

当該工事において、下請負業者のうち社会保険等に未加入の事業者がありますので、以下の通り報告します。なお、呉市が社会保険等未加入業者を広島県土木建築局建設産業課へ通知することを下請負業者に周知しています。

- 1 工事番号 年度 第 号
- 2 工事名 工事
- 3 工事場所 呉市
- 4 工期 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 5 社会保険等に未加入の下請負業者

No.	名 称 住 所	下請 次数	許可番号			未加入のものに ○をつける		
						健康 保険	厚生 年金 保険	雇用 保険
1				—	第 号			
2				—	第 号			
3				—	第 号			
4				—	第 号			
5				—	第 号			

※ 建設業許可を有しない者との下請負契約は、報告の対象にはなりません。

- 6 添付書類
 - ・施工体制台帳 (写し)
 - ・再下請負通知書 (写し)
 - ・その他必要書類

(様式2)

呉〇〇第 号
年 月 日

(受注者) 様

呉 市 長
(〇〇部〇〇〇〇課)

下請負業者の社会保険等未加入における書類の提出について (通知)

貴社から提出された施工体制台帳により、下請負業者である〇〇〇社が社会保険等未加入業者であることを確認しました。

これは、呉市建設工事請負契約約款第7条の2第1項の規定に反するものであり、同条の2第2項の各号に基づき、年 月 日までに当該下請契約を締結しなればならなかった特別の事情について、具体的な理由を記載した書面(任意様式)を提出してください。

- 1 工事番号 年度 第 号
- 2 工事名 工事
- 3 工事場所 呉市
- 4 工期 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 5 提出対象となる下請負業者及び未加入の社会保険等

下請負業者名	未加入の社会保険等 (○印が未加入)		
	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
次			
次			
次			

6 その他

期限までに書類の提出がない場合は、特別の事情を有しないものと認定し、1次下請負業者については、(様式4-1)による通知を、2次下請負以降の業者については、(様式3)による通知を行います。

※違約金の徴収と指名停止措置及び工事成績評定の減点を行うことがあります。

(様式3)

呉〇〇第 号
年 月 日

(受注者) 様

呉 市 長
(〇〇部〇〇〇〇課)

社会保険等への加入が確認できる書類の請求について (通知)

つきましては、次の提出期限までに (※) 法第 条による届出の義務を履行し、当該事実を確認できる書類の提出を求めます。

- 1 工事番号 年度 第 号
- 2 工事名 工事
- 3 工事場所 呉市
- 4 工期 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 5 提出対象となる下請負業者及び未加入の社会保険等

下請負業者名	特別の事情	未加入の社会保険等 (○印が未加入)			
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	提出期限
次	有・無				
次	有・無				
次	有・無				

6 提出書類

(1) 健康保険又は厚生年金保険については、以下のいずれかの書類の写し。

- ・ 適用通知書
- ・ 健康保険 厚生年金保険 適用事業所関係事項確認 (申請) 書
- ・ 領収証書
- ・ 社会保険料納入証明 (申請) 書
- ・ 資格取得確認及び標準報酬決定通知書

(2) 雇用保険については、以下のいずれかの書類の写し。

- ・ 雇用保険適用事業所設置届事業主控
- ・ 領収済通知書及び労働保険 概算・確定保険料申告書
注) 参考資料⑧-1, ⑧-2 の場合は、セットで提出のこと。
- ・ 雇用保険被保険者資格所得等通知書 (事業主通知用)

7 その他

1次下請業者については、特別の事情を有しても、期限までに書類の提出がない場合は、社会保険等の加入が確認できないものと判断して、違約金を徴収し指名停止措置及び工事成績評定の減点を行います。

2次以降の下請業者については、特別の事情が無く、かつ、期限までに書類の提出がない場合は、社会保険等の加入が確認できないものと判断して、違約金を徴収し指名停止措置及び工事成績評定の減点を行います。

(※) 該当の法令条文

健康保険法第48条, 厚生年金保険法第27条, 雇用保険法第7条

(様式4-2)

呉〇〇第 〇〇号
年 月 日

(受注者) 様

呉 市 長
(〇〇部〇〇〇〇課)

社会保険等への加入確認書類の未提出について (通知)

〇〇年〇〇月〇〇日付け呉〇〇第〇〇号「社会保険等の加入が確認できる書類の請求について」により、その事実を確認することのできる書類が期限内に提出されませんでした。

つきましては、呉市建設工事請負契約約款第7条の2第2項の各号の規定に違反しているため、広島県土木建築局建設産業課へ通知し、呉市建設工事請負契約約款第7条の2第3項の各号の規定に基づき違約金の徴収を併せて行います。

なお、下請負業者と締結した下請契約の最終契約金額が確定次第、下請契約書の写しを速やかに提出してください。

- 1 工事番号 年度 第 号
- 2 工事名 工事
- 3 工事場所 呉市
- 4 工期 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 5 提出書類 「〇〇社」との最終契約金額が記載してある下請契約書の写し
- 6 提出期限 年 月 日

下請負業者名		特別の 事情	未加入の社会保険等 (〇印が未加入)		
			健康保険	厚生年金保険	雇用保険
次		有・無			
次		有・無			
次		有・無			

1次下請業者については、特別の事情を有しても、期限までに書類の提出がない場合は、社会保険等の加入が確認できないものと判断して、違約金を徴収し指名停止措置及び工事成績評定の減点を行います。

2次以降の下請業者については、特別の事情が無く、かつ、期限までに書類の提出がない場合は、社会保険等の加入が確認できないものと判断して、違約金を徴収し指名停止措置及び工事成績評定の減点を行います。

(様式5)

年 月 日

呉 市 長 様

住 所
商号・名称 (受注者)
氏 名

下請負業者の社会保険等への加入が確認できる書類について (回答)

年 月 日付けで請求がありました書類について、次のとおり提出します。

1 工事番号 年度 第 号

2 工事名 工事

3 対象の下請負業者及び加入した社会保険等

下請負業者名	加入した社会保険等 (加入した保険の欄に○印を記入)		
	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
次			
次			
次			

4 社会保険等への加入を確認できる書類の写し
別紙のとおり

(様式6-1)

呉〇〇第 号
年 月 日

契約課長 様
技術監理室長 様

〇〇〇〇課長

社会保険等に未加入である建設業者について（通知）

次の工事において、社会保険等未加入業者との下請契約がありましたので通知します。

- | | | | | | |
|---|--------|---------|---|---|----|
| 1 | 工事番号 | 年度 | 第 | 号 | |
| 2 | 工事名 | | | | 工事 |
| 3 | 通報対象業者 | (許可番号) | | | |
| | | (住所) | | | |
| | | (商号・名称) | | | |
| | | (代表者) | | | |

4 添付書類

(1) 様式1, 様式2, 様式3及び様式4の写し

※各様式の添付書類を含む。

(様式6-2)

呉都技第 号
年 月 日

広島県土木建築局建設産業課長 様

呉市都市部技術監理室長

社会保険等に未加入である建設業者について (通知)

本市発注工事におきまして、社会保険等未加入業者との下請負契約がありましたので、下記のとおり施工体制台帳 (及び再下請負通知書) の写しを添えて通知します。

記

- 1 発注者名 呉市長
- 2 工事番号 年度 第 号
- 3 工事名 工事
- 4 通報対象業者 (許可番号)
(住所)
(商号・名称)
(代表者)
- 5 添付書類 施工体制台帳の写し (及び再下請負通知書の写し)